

第30号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「保育士試験」の次に「及び同項第2号の保育士試験の全部の免除の申請に対する審査」を加える。

別表24の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第18条の8第2項の規定に基づく 保育士試験の全部の免除の申請に対する 審査を受けようとする者	2,400円
--	--------

別表30の項第2号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同項第19号中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同項第20号中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。

附 則

この条例中第3条第1項第7号及び別表24の項の改正規定は平成26年4月1日から、別表30の項の改正規定は薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。